

随意契約結果表

所 属	中北地域県民センター
契約日	平成29年9月6日
契約業者名	株式会社 キムラ
品 名	車載式小型散布機修繕
契約金額 (税込み)	2,752,905円
随意契約理由	<p>車載式小型散布機は範多機械株式会社が製造したものであるが、県内の取扱代理店は(株)キムラのみであり、対応できる業者が県内には他にない。</p> <p>使用しない期間については、安全確実な管理ができること、保管施設を有していることから、(株)キムラに保管委託をしている。県外業者に点検・修繕を依頼すると、車載式小型散布機の輸送等に時間と経費がかかってしまう。</p> <p>県内他の建設事務所及び地域県民センターでも、毎年(株)キムラに修繕を依頼しており、実績もある。</p>
随意契約の根拠 法令	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 山梨県財務規則 第137条第3項